

大阪市告示第834号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

令和7年6月16日

大阪市長 横山英幸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年7月1日

2 下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を開始する

公共下水道の終末処理場の位置及び名称

下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及び名称
区名	町名	摘要	
福島区	大開4丁目	一部地域	此花区西島5-10-62 此花下水処理場
此花区	伝法1丁目 伝法2丁目 伝法4丁目 伝法6丁目 西島1丁目 西島3丁目 西島5丁目 西九条5丁目 朝日2丁目 四貫島1丁目 四貫島2丁目 春日出北1丁目	一部地域	此花区西島5-10-62 此花下水処理場

春日出北 2 丁目		
春日出北 3 丁目		
島屋 1 丁目		
島屋 2 丁目		

3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

合流式とする

5 関係図面を縦覧に供する期間及び場所

縦覧期間 令和 7 年 6 月 16 日から 2 週間

縦覧場所 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 (ATCビルITM棟 6 階)

大阪市建設局下水道部調整課

(建設局総務部経理課)